

2025年神奈川県病院協会役員選挙における当選人の決定について

役員選挙規程 第21条に基づき、選挙管理委員会報告の役員候補者をもって、2025年役員選挙の当選人とする

(参考) 役員選挙規程

第21条 (無投票当選)

候補者の数が定員を超えないときは、理事会の議決により、投票を行わないで候補者をもって当選人とすることができる。